

国民年金 Q & A

こんな時はどうしたらいいの？(裁定請求編)

▼問い合わせ

加古川社会保険事務所 ☎079(427)4511
保険年金グループ ☎079(435)2581

Q. もうすぐ、65歳になります。年金を受け取るだけの期間は保険料を納めましたが無事なくても年金は自動的にもらえるようになるのですか。

A. 年金は請求しないともうえませんが、

年金は条件を満たした時から自動的に受けられるようになるわけではありません。年金を受けるためには、裁定請求を行いその権利があることを社会保険事務所に確認してもらった必要があります。

65歳での請求は誕生日の前日からですが、一般的には次の書類が必要で、

- ① 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ② 戸籍謄本(証明日が誕生日の前日以降のもの)
- ③ 住民票謄本(証明日が誕生日の前日以降のもの)
- ④ 預(貯)金通帳(本人名義のもの)
- ⑤ 認印(朱肉を使う印鑑)
- ⑥ 配偶者の年金証書(配偶者が

が年金を受けているとき)

⑦ 年金加入期間確認通知書(共済年金に加入していた夫に扶養されていたとき)

⑧ 所得証明書(配偶者に加給年金がついているとき。必ず、社会保険事務所にお問い合わせください)

※その他、年金請求する方の年金加入状況などによって、他の書類が必要になる場合がありますので請求手続きを取る前に、まず、加古川社会保険事務所に相談ください。

繰り上げ請求・繰り下げ請求

老齢基礎年金の請求は原則65歳ですが、60歳から64歳の間でも、希望するときから年金を受け取ることができます。

請求窓口の違い

国民年金第1号被保険者期間のみの人	保険年金グループ
国民年金第3号被保険者期間がある人	加古川社会保険事務所
厚生年金期間などが1か月以上ある場合	
2つ以上の年金に加入したことがある人	国民年金厚生年金共済組合
共済組合の人	各共済組合事務局

また、65歳になっても年金を請求しないで、66歳以降の希望したときから年金を受け取ることもできます。

繰り上げ請求、繰り下げ請求したときは、その人の年齢によりそれぞれ減額率・増額率が決定され、支給率は生涯変わりません。

『播磨北小学校跡施設運営協議会』参加者の募集

▼問い合わせ 企画グループ ☎079(435)0356

3月31日をもって廃校となった播磨町立播磨北小学校の跡利用については、平成18年度に「播磨町公共施設有効利用促進ワークショップ」及び「播磨町公共施設有効利用促進検討委員会」を設置し、住民の皆さまより様々なご提案をいただき、播磨町公共施設有効利用促進計画として、清水町長に提言が行われました。

平成19年度は、この提言に基づき、播磨北小学校跡施設運営協議会を立ち上げ、住民の皆さまと共に運営方法などを協議します。

播磨北小学校跡施設運営協議会に参加していただける方を募集します。

▼応募方法 応募理由、住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、企画グループまで応募してください。

なお、応募書類には必ず、「播磨北小学校跡施設運営協



▲播磨北小学校 (3月22日撮影)

議会応募」とお書きください。Eメールの場合は、件名を「播磨北小学校跡施設運営協議会応募」としてください。

▼会議日程 6月～平成20年3月までの月2回程度、午後7時から(次年度以降も継続して実施する予定です)

▼報酬 報酬はありません

▼応募資格 播磨町に在住か在勤の20歳以上の方

▼応募期限 5月14日(月)

▼提出先 播磨町企画グループ 〒675-0182(個別郵便番号のため、住所記載は不要です)

播磨町東本荘1丁目5-30 ☎079(435)0356

✉kakku@town.harima.lg.jp

播磨町公共施設有効利用促進検討委員会から提言された活用方針

【基本理念】 播磨町全住民、さらには町域を越え、世代を超えて人が集い、出会い、つながりが生まれる、新しいコミュニティ施設を目指す。

【方針1】 特定の地域や団体ではなく、全住民さらには広域の利用者がいつでも使える施設を目指す。

【方針2】 「地域の学校」として新たな学び・出逢いの場を目指す。

【方針3】 行政の支援に頼らない自立した施設運営を目指す。

※播磨町公共施設有効利用促進検討委員会の提言内容は、ホームページに詳しく掲載しています。

播磨町ホームページ <http://www.town.harima.lg.jp/>

「平成19年度水質検査計画」を策定しました

▶問い合わせ 浄水場 ☎079(435)5095
水道グループ ☎079(435)2379

水道グループでは、お客様に安全で良質な水道水をお届けできるよう、定期的に水質検査を実施しています。

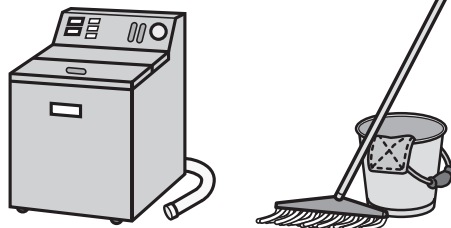


検査の種類	検査地点	項目	項目数	頻度
毎日検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 2カ所	消毒効果、色、濁り	3	1日1回
毎月検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 2カ所	省略不可項目	9	1月1回
全項目検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 2カ所	水質基準項目 水道水が蛇口で満たさなければならない項目	50	1年1回
水質管理目標設定項目	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 2カ所	水質管理目標設定項目 水質基準項目とされていないものの、水質管理上留意すべき項目	27	1年1回

※検査地点は、宮西公園、浜田公園、二子北公園、駅西公園、播磨苑公園の給水栓5カ所と第3浄水場、谷田水源地です。
※検査は、兵庫県加古川健康福祉事務所と登録検査機関に委託しています。

水質検査計画の閲覧方法 水質検査計画の詳細は、播磨町ホームページ→くらしのガイド→生活・環境「上水道」の水質検査計画をご覧ください。URLは、http://www.town.harima.lg.jp/kurashi_seikatu_suidoです。

●朝一番の水は飲み水以外に



朝一番や旅行などで留守をされたときの最初の水は、ご家庭の給水管に長時間滞留しています。このような場合、残留塩素の効果が薄くなったり、赤く濁った水が出ることがあります。

また、給水管に鉛管を使用しているお宅では水が長時間滞留すると、微量の鉛が溶け出すことがあります。長時間使用しない場合は、なるべく使い始めバケツ1杯程度は洗濯や掃除など、飲み水や炊事以外に使用していただきますと、さらに安心してお使いいただけます。

●悪徳商法・詐欺にご注意を

播磨町や水質センターなど官庁名や委託先を名乗った「悪徳商法・料金徴収」といった事件が増えています。「無料で水質検査を行います」、「漏水確認を無料で行っていきます」といった手口で、家人の在宅状況や世帯を確認する手口もあります。身に覚えのないことやおかしいと思ったら、毅然とした態度で断りましょう。

水道グループに多く寄せられた手口の事例として、播磨町ホームページにもご紹介しています。

町の水質検査は検査地点で行います。各ご家庭で町の水質検査は行っていません。



4月1日付で、副町長が就任します

地方自治法の改正により、平成19年4月1日から助役、収入役が廃止され、特別職の副町長と一般職の会計管理者を置くことになりました。

就任のごあいさつ 副町長 山下 清和



青葉若葉がすがすがしい季節となりました。皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて私こと、4月1日付けをもちまして、副町長を拝命いたしました。その重責に身の引き締まる思いであります。今日地方自治体は、国の三位一体改革などにより、行財政の環境が大変厳しい状況に置かれております。そのような中、今まで以上の発想と、創意工夫をもって町政運営を行っていかねばならないと考えております。これから「清水町長のもと、「古代から未来へ！みんなでつくるまちはりま」をまちづくりの目標とする第3次総合計画の実現に向かって、職員が最大限の力を発揮できる環境作りを考えたいと思います。

また、町勢発展はもとより、町民の皆様への心もったよりよいサービスを提供できるよう、職員一丸となり努力したいと思っております。もとより微力ではございますが、全力を傾注し職務に精励いたす所存でございますが、全住民の皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

また、町勢発展はもとより、町民の皆様への心もったよりよいサービスを提供できるよう、職員一丸となり努力したいと思っております。もとより微力ではございますが、全力を傾注し職務に精励いたす所存でございますが、全住民の皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。



▲写っている方に画像データを差しあげます。企画グループへお電話を。

- 役場・教育委員会 ☎079(435)0355 ①(435)3398
- 健康いきいきセンター ☎079(435)5578 ①(435)5140
- 福祉しあわせセンター ☎079(435)1712 ①(436)5610
- デイサービスセンター ☎079(437)6155 ①(437)0065
- 加古川総合保健センター ☎079(429)2923 ①(429)6300
- 播磨ふれあいの家 ☎079(678)1481 ①(678)1482

福祉

3歳未満の児童に対する児童手当の額が一律1万円になります

児童手当法の改正に伴い、3歳未満の児童に対する児童手当額（月額）が、4月分から一律1万円になりました。

これにより、3歳未満の第1子・第2子の児童に対して月額5千円増額され、6月期以降に支給する手当から変更することになります。ただし、3歳の誕生日の翌月からの手当は、5千円になります。

この改正に伴う手続きの必要はありません。

なお、3歳未満の第3子の児童及び3歳以上の児童に對

0歳児から3歳未満の児童に対する児童手当などの金額

3歳未満の児童	変更前(月額)	変更後(月額)
第1子 第2子	5,000円	10,000円
第3子	10,000円	10,000円

する給付についての変更はありません。

▼問い合わせ 福祉グループ ☎079(435)2362

病後児保育が実施されます

▶問い合わせ 福祉グループ ☎079(435)2362

病後児保育とは、児童が病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った時、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて、ゆったりと過ごすことで無理なく体力を取り戻せるという、児童の立場にたった保育です。

▶利用対象者 利用可能な児童は次のすべてに該当する児童です。

- ・町内在住で生後57日以降から小学校就学前の児童
- ・病気の回復途中で、医療機関に入院するほどではないが、安静にする必要があり、集団保育が困難な児童
- ・保護者の就労、ケガ、病気、出産、冠婚葬祭などのため、家庭で保育が困難な児童

▶対象疾患の例 児童が日常罹患する疾患で、感冒、消化不良症（多症候下痢）や、麻疹、水痘、風疹などの感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患の回復期にあるものとします。なお、入室日の朝の体温が38℃以上ある場合は入室をお断りする場合があります。

▶実施日及び時間

- ・実施日 月～金曜日（土・日、祝日及び年末年始を除く）
- ・実施時間 午前8時30分～午後6時

▶利用可能期間 原則、連続して7日間利用できます

▶定員 1日あたり4人（原則、先着順。ただし、症状によっては利用を制限する場合あり）

▶利用料金

対象	料金
播磨中央保育園以外の保育園、幼稚園に在籍、または在宅の児童	1日あたり500円
播磨中央保育園に在籍の児童	1日あたり200円

※上記の他に、別途医師連絡票の文書料が必要です。

▶実施施設 社会福祉法人播磨福祉会 播磨中央保育園

南大中1丁目5番13号 ☎079(435)2455

※利用にあたっての注意事項は、上記までお問い合わせください。

交通事故の状況

	件数	傷者	死者
加古川市	564 (-46)	661 (-50)	0 (-4)
稲美町	69 (+8)	83 (+13)	0 (±0)
播磨町	54 (-12)	64 (-15)	0 (±0)

犯罪発生状況

種別	2月の町内犯罪発生件数	46件
空き巣など	2	
出店荒らし	1	
倉庫荒らし	1	
自動車盗	4	
自転車盗	13	
置き引き	1	
車上ねらいなど	4	
自動販売機ねらい	1	
万引き	4	
仮睡者ねらい	1	
工事場ねらい	1	
暴行	1	
傷害	1	
脅迫	1	
公然わいせつ	1	
器物損壊	6	
その他	3	

平成19年犯罪累計95件

「声かけ」で空き巣やひったくり

所得超過により児童手当を受けられなかった方を再請求のお知らせ

昨年度、所得超過により受給資格がなかった方でも、所得の減少あるいは扶養親族数の増加などにより、平成18年（1月～12月）中の所得が、限度額以内となった方は、再請求により6月分から受給できます。

▼必要な書類など

- ・印鑑
- ・振込先の口座が分かるもの（請求者名義で郵便局以外）
- ・請求者の保険証の写し（厚生年金加入者のみ）
- ・その他、必要になる書類もあります

※児童手当は、認定請求をされた日の属する月の翌月分から支給します。このため、5

扶養親族等の人数	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

所得制限限度額

※所得には、一定の控除がありますので、詳しくはお問い合わせください。

月中に請求していただく、6月分から受給できますので、遅れないようご注意ください。

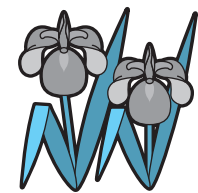
小児慢性特定疾患医療受給者証の継続交付申請の受け付けが始まります

▼対象者 現在、小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、8月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される満20歳未満の方

▼申請期間 5月1日（火）～6月29日（金）

▼必要書類 必要書類はそれぞれ異なります。手続きに必要な書類を説明してお渡しします。ご家族の方などが来所してください。また、兵庫県のホームページから必要書類の一部を印刷することもできます

▼申請・問い合わせ 加古川健康福祉事務所 保健指導課 加古川市野口町良野1740 ☎079(422)0003



▼問い合わせ 福祉グループ ☎079(435)2362

この改正に伴う手続きの必要はありません。

なお、3歳未満の第3子の児童及び3歳以上の児童に對